

国民健康保険からのお知らせ

令和8年度から 子ども・子育て支援金制度 が始まります

◆子ども・子育て支援金とは？

国は、子育て世代を応援する取り組みとして、「こども・子育て支援加速化プラン」を策定しました。その後、子ども・子育て支援金制度の創設を含む法律が、令和6年6月12日に公布されました。子ども・子育て支援金制度は、高齢者や事業主を含む全世代・全経済主体から、医療保険の保険料(税)と合わせてご負担していただくことになります。

◆支援金はどんなことに使われるの？

- ◎児童手当の抜本的拡充
- ◎妊婦のための支援給付(出産・子育て応援交付金)
- ◎乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)
- ◎出生後休業支援給付
- ◎育児時短就業給付
- ◎国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置

令和8年度からの国民健康保険税のイメージ

2025(令和7)年度までの制度

医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分 = 年額

※40歳～64歳の方

2026(令和8)年度以降の制度

医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分 + 子ども・子育て支援金分 = 年額

※40歳～64歳の方

※18歳未満の方は
均等割の賦課なし

●問い合わせ / 健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4147